世田谷の **地域行政**

問地域行政課 ☎5432-2037 FAX5432-3069

10月号 世田谷区地域行政推進条例・世田谷区地域行政推進計画がスタートしました

このコーナーは
区のおしらせ地域版で連載中 ▶▶▶
過去の記事はこちら

区では、平成3年に地域行政制度を導入し、本庁のほかに5つの地域に総合支所、28か所の地区にまちづくりセンターを設置し、三層構造の行政拠点のもと区民の皆さんに身近な行政に取り組んできました。

この度、地域行政制度の改革を図るため、世田谷区地域行政推進条例の制定及び世田谷区地域行政推進計画の策定をしました。

条　例

区政運営の基盤である地域行政制度の改革について必要な事項を定めることにより、区が、区政の課題の解決を図る体制を強化するとともに、地区及び地域の実態に即した総合的な行政サービス及びまちづくりを推進し、安全・安心で暮らしやすい地域社会を実現することを目的として施行しました。

計　画

条例第19条に基づく計画として、地域行政の推進に関する施策等を進めるうえでの基本的な考え方と施策の方向性、具体的な取組み等をまとめ、5年度までの計画として実施していきます。

条例・計画の内容は、区のホームページからご覧いただけます。

区のホームページはこちら
▼